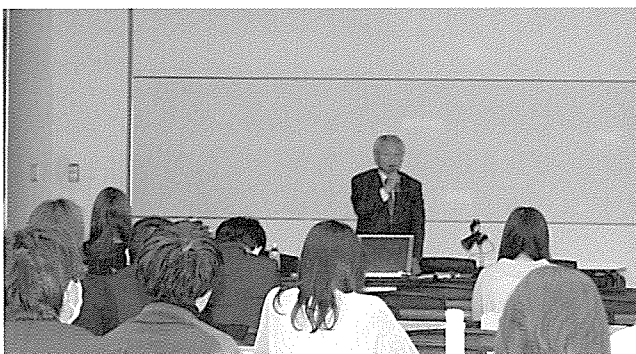


## NEWS

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催

## 産業廃棄物処理に係る「第24回 実務者研修会」開催



2月7日（水）午前10時から名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）において、排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象とした「第24回実務者研修会」が94名の参加のもと開催されました。

研修会は事務局専務理事 渡邊 修氏が開会の挨拶を述べ、次に「産業廃棄物処理の基礎知識」と題して同氏が講師となり研修が行われました。

廃棄物処理法の法体系では、悪しき事例が生じれば規制が強化されるため、法令遵守の徹底について述べ、法改正の中で条文ごとに罪の重さを交えた解説がありました。産業廃棄物処理業の優良化認定制度については、遵法性（5年以上の処理実績と改善命令等の特定不利益処分を受けていない）、透明性（一定の企業情報をインターネットにより一定期間以上公表している）、環境配慮の取組（ISO 14001、エコアクション21の認証の取得）、電子マニフェストの加入、財務体質の健全化（直前3事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上、法人税を滞納していない）の説明がありました。比較的取得しやすいといわれるエコアクション21の取得では、愛知県、愛産協、名古屋商工会議所の3者で、年に数回講習を行うとの案内がありました。

「電子マニフェスト」は事務局環境アドバイザー 相宮良一氏が講師となり、電子マニフェストの概要、導入のメリット（操作が簡単で手間がかからない、

法令遵守、データの透明性）、電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較を項目ごとに解説がありました。

「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」、「帳簿」は事務局長 小坂元信氏が講師となり説明がありました。委託契約書の作成要領の中で、再委託は原則禁止となっております。理由として、再委託される事によって産業廃棄物処理の責任の所在が不明確になり、ひいては不適正処理を誘発するおそれがあるためです。但し例外もありますが、事前に再委託を想定して処理を委託してはいけないとのことです。廃棄物データシート（WDS）では記載事項及び水銀の内容が追加されているので確認し、P R T R（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では従業員数が21人以上の企業は届出の対象であることなどの解説がありました。廃棄物管理票制度では、事業者は産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者に管理票を交付しなければならない、ごく少量でも交付が必要、と厳しくなっているとのことです。その他帳簿について説明があり研修は終了しました。

閉会の挨拶後、渡邊専務理事より修了証が受講者全員に手渡され研修会は閉会となりました。

